

項目	① 防災行政無線(デジタル:7町整備)	② 防災行政無線(デジタル:5町整備+アナログ:2町)	③ 防災行政無線(デジタル:7町整備)+コミュニティFM(FM波)
主な内容	中継局3 屋外子局34 遠隔制御局7 戸別受信機 全世帯配置	中継局3 屋外子局34 遠隔制御局7 戸別受信機 高瀬町・詫間町以外配置 後年度2町に配置	中継局3 屋外子局34 遠隔制御局7 戸別受信機 全世帯に緊急告知FMラジオ設置
主なシステム構成			
主な運用	屋外 ①定時チャイム ②非常災害時やテロ等の有事の非難勧告 屋内 ①行政放送 ②非常災害時やテロ等の有事の非難勧告 その他 ①データ・画像の伝送	屋外 ①定時チャイム ②非常災害時やテロ等の有事の非難勧告 屋内 ①行政放送 ②非常災害時やテロ等の有事の非難勧告 その他 ①データ・画像の伝送	屋外(防災行政無線) ①定時チャイム ②非常災害時やテロ等の有事の非難勧告 屋内(コミュニティFM) ①行政・医療・福祉・天気・音楽・気象などの地域情報放送 ②求人・CMなどの収益・広告放送
主な構成機器	①親局(手動/自動/放送番組録音等) ②中継局・再送信局 ③屋外拡声子局 ④戸別受信機 等	①親局(手動/自動/放送番組録音等) ②中継局・再送信局 ③屋外拡声子局 ④戸別受信機 等	①親局(手動/自動/放送番組録音等) ②中継局・再送信局 ③屋外拡声子局 ④緊急告知FMラジオ ⑤スタジオ設備(委託業者) 等
主な機能	①任意に設定した個別/グループを呼出 ②定時チャイム・番組等の自動放送 ③個別受信機の放送内容の記録 ④データ・画像の伝送 ⑤J-アラートとの連動	①任意に設定した個別/グループを呼出 ②定時チャイム・番組等の自動放送 ③個別受信機の放送内容の記録 ④データ・画像の伝送 ⑤J-アラートとの連動	屋外 ①定時チャイム ②J-アラートとの連動 屋内 ③一般ラジオとの共用
詳細機能	一斉放送 屋外拡声子局 戸別受信機 グループ放送 できる 世帯での受信機の機能 戸別受信機 文字表示機能あり バッテリー内蔵 サイレン放送 指定した屋外拡声子局から電子サイレン(J-アラートとの連動可) 本庁からは断線の心配なし。ただし、支所→本庁間は専用回線使用の為断線の可能性あり。(注1)	一斉放送 屋外拡声子局 戸別受信機 グループ放送 できる 世帯での受信機の機能 戸別受信機 文字表示機能あり バッテリー内蔵 サイレン放送 指定した屋外拡声子局から電子サイレン(J-アラートとの連動可) 本庁からは断線の心配なし。ただし、支所→本庁間は専用回線使用の為断線の可能性あり。(注1)	一斉放送 屋外拡声子局 緊急告知FMラジオ グループ放送 できない 世帯での受信機の機能 緊急告知FMラジオ 文字表示機能なし バッテリー内蔵 サイレン放送 指定した屋外拡声子局から電子サイレン(J-アラートとの連動可) 防災行政無線:本庁からは断線の心配なし。ただし、支所→本庁間は専用回線使用の為断線の可能性あり。(注1)
信頼性	台風・地震などにおける断線 その他 -	台風・地震などにおける断線 その他 -	台風・地震などにおける断線 その他 -
放送	定時放送 市内一斉 本庁からの市内一括放送。 支所ごと 7支所同時時間帯の放送は出来ないで放送の順番が必要。	定時放送 本庁からの市内一括放送。 支所の同時時間帯の放送は出来ないで放送の順番が必要。	定時放送 番組の中でのコーナーとして放送する。 支所ごと できない。
送	臨時放送(火災・お悔み等) 市内一斉 本庁・支所から放送できる。 支所ごと 支所の同時時間帯の放送は出来ないで放送の順番が必要。	臨時放送(火災・お悔み等) 本庁・支所から放送できる。 支所の同時時間帯の放送は出来ないで放送の順番が必要。	臨時放送(火災・お悔み等) 本庁から放送中に割り込み放送となる。 支所ごと できない。
放送時間	1日3回(朝・昼・夜)の放送を行政放送と位置づける限り放送の長さには制限はない。	1日3回(朝・昼・夜)の放送を行政放送と位置づける限り放送の長さには制限はない。	24時間放送し地域の情報発信番組の中で放送を行う。
参 考	・災害時における地域住民の避難勧告や国民保護法による有事放送においては信頼性の高い設備である。 ・放送波は1波であることから、旧町ごとの放送を流すと、長時間放送を流すこととなるので、放送内容を変える必要がある。 ・御悔み等の臨時放送の放送体制を作る必要がある。 ・導入費用が高額である。	・災害時における地域住民の避難勧告や国民保護法による有事放送においては信頼性の高い設備である。 ・放送波は当分の間は3波ではあるが、旧町ごとの放送を流すと長時間放送を流すこととなるので、放送内容を変える必要がある。 ・御悔み等の臨時放送の放送体制を作る必要がある。 ・親卓が、デジタルとアナログの統合卓になるので、デジタル単独での1.5倍となる。 ・2町の整備時期が合併特例債の対象外となる。 ・導入費用が高額である。	・市での放送業務は困難であり、民間による放送事業委託になるために、負担金等での支出になる。 ・放送業務であるため、クオリティの高さを求められる。 ・グループ放送が出来ない。 ・年間維持費が高額である。 ・事業主体が民間であるため、合併特例債は対象外である。 ・地域の情報を不特定多数の人に届けられる。(電波の届く範囲の市外) ・多々の情報を流せるので、地域活性化の一翼を担える可能性がある。 ・導入費用は安い。

(注1) 支所→本庁間を無線で接続することは、1市に多数の周波数の許可を与えることになるので難しいとの理由から、支所→本庁間は有線で接続する。

項目		④ 防災行政無線(デジタル:7町整備)+エアートーク(アナログ)	⑤ MCA無線(デジタル)+エアートーク(アナログ)	⑥MCA無線(デジタル)+コミュニティFM(FM波)		
システム構成・機能・運用	主な内容	中継局3 屋外子局34 遠隔制御局7 戸別受信機 全世帯にエアートーク設置	中継局 MCAの設備を借りる 屋外子局34 遠隔制御局7 戸別受信機 全世帯にエアートーク設置	中継局 MCAの設備を借りる 屋外子局34 遠隔制御局1 戸別受信機 全世帯に緊急告知FMラジオ設置		
	主なシステム構成					
	主な運用	屋外(防災行政無線) ①定時チャイム ②非常災害時やテロ等の有事の非難勧告 屋内(エアートーク) ①行政放送 ②非常災害時やテロ等の有事の非難勧告 ③支所独自放送	屋外(MCA無線) ①定時チャイム ②非常災害時やテロ等の有事の非難勧告 屋内(エアートーク) ①行政放送 ②非常災害時やテロ等の有事の非難勧告 ③支所独自放送	屋外(MCA無線) ①定時チャイム ②非常災害時やテロ等の有事の非難勧告 屋内(コミュニティFM) ①行政・医療・福祉・天気・音楽・気象などの地域情報 ②求人・CMなどの収益・広告放送		
	主な構成機器	①親局(手動/自動/放送番組録音等) ②中継局・再送信局 ③屋外拡声子局 ④戸別受信機 等	①親局(手動/自動/放送番組録音等) ②屋外拡声子局 ③電波変換機 ④戸別受信機 等	①親局(手動/自動/放送番組録音等) ②中継局・再送信局 ③屋外拡声子局 ④緊急告知FMラジオ ⑤スタジオ設備(委託業者) 等		
	主な機能	①任意に設定した個別/グループを呼出 ②定時チャイム・番組等の自動放送 ③個別受信機の放送内容の記録 ④J-アラートとの連動 ⑤支所の独自放送	①任意に設定した個別/グループを呼出 ②定時チャイム・番組等の自動放送 ③個別受信機の放送内容の記録 ④J-アラートとの連動 ⑤支所の独自放送	屋外 ①定時チャイム ②J-アラートとの連動 屋内 ③一般ラジオとの共用		
	詳細機能	一斉放送 屋外拡声子局 エアートーク グループ放送 できる 世帯での受信機の機能 エアートーク バッテリー内蔵 サイレン放送 指定した屋外拡声子局から電子サイレン(J-アラートとの連動可) 本庁からは断線の心配なし。ただし、支所→本庁間は専用回線使用の為断線の可能性あり。(注1)	屋外拡声子局 エアートーク できる エアートーク バッテリー内蔵 指定した屋外拡声子局から電子サイレン(J-アラートとの連動可) 本庁からは断線の心配なし。ただし、支所→本庁間は専用回線使用の為断線の可能性あり。(注1)	屋外拡声子局 緊急告知FMラジオ できない 緊急告知FMラジオ 文字表示機能なし バッテリー内蔵 指定した屋外拡声子局から電子サイレン(J-アラートとの連動可) 防災行政無線:本庁からは断線の心配なし。ただし、支所→本庁間は専用回線使用の為断線の可能性あり。(注1)		
	信頼性	台風・地震などにおける断線 その他	災害時には「優先接続利用」により、回線を優先的に利用できる。 1回の接続時間は3分間である。	—		
	放送	定時放送	市内一斉	本庁からの市内一括放送。	本庁からの市内一括放送。	番組の中での一つのコーナーとして放送する。
			支所ごと	できる。	できる。	できない。
		臨時放送 (火災・お祭り等)	市内一斉	できる。	できる。	本庁から放送中に割り込み放送となる。
支所ごと	できる。		できる。	できない。		
放送時間	1日3回(朝・昼・夜)の放送を行政放送と位置づける限り放送の長さには制限はない。	1日3回(朝・昼・夜)の放送を行政放送と位置づける限り放送の長さには制限はない。	24時間放送し地域の情報発信番組の中で放送を行う。			
参考	・エアートークは屋外放送してはいけない。 ・エアートークは簡易無線である。 ・エアートークにより現状の放送形態(同時間に支所ごとの放送)を保てる。 ・市単位での導入実績がない事による広範囲での使用に不安がある。	・MCA無線は補完的なシステムである。 ・エアートークは屋外放送してはいけない。 ・エアートークは簡易無線である。 ・エアートークにより現状の放送形態(同時間に支所ごとの放送)を保てる。 ・市単位での導入実績がない事による広範囲での使用に不安がある。 ・導入費用は低額である。 ・災害時のMCA無線の回線確保が不安である。	・市での放送業務は困難であり、民間による放送事業委託になるために、負担金等での支出になる。 ・放送業務であるため、クオリティの高さを求められる。 ・グループ放送が出来ない。 ・年間維持費が高額である。 ・事業主体が民間であるため、合併特例債は対象外である。 ・地域の情報を不特定多数の人に届けられる。(電波の届く範囲の市外) ・多々の情報を流せるので、地域活性化の一翼を担える可能性がある。 ・導入費用は安い。			

項 目		⑦防災行政無線(デジタル)+光ファイバ(IP告知)	
システム構成・機能・運用	主な内容	中継局3 屋外子局34 遠隔制御局7 戸別受信機 全世帯に光ファイバを引き込みIP告知機を設置	
	主なシステム構成	<p>防災行政無線</p> <p>光ファイバ</p> <p>中継局</p> <p>屋外子局</p> <p>本庁</p> <p>6支所</p> <p>IP告知機</p> <p>光ファイバ網</p> <p>原稿依頼</p>	
	主な運用	屋外(防災行政無線) ①定時チャイム ②非常災害時やテロ等の有事の非難勧告 屋内(光ファイバによるIP告知) ①行政放送 ②支所独自放送	
	主な構成機器	①親局(手動/自動/放送番組録音等) ②中継局・再送信局 ③屋外拡声子局 ④光ファイバ ⑤電話局舎内設備 等	
	主な機能	①任意に設定した個別/グループを呼出 ②定時チャイム・番組等の自動放送 ③個別受信機の放送内容の記録 ④支所の独自放送 ⑤双方向通信	
	詳細機能	一斉放送 屋外拡声子局 IP告知端末機 グループ放送 できる 世帯での受信機の機能 IP告知端末機 文字表示機能なし バッテリー内蔵 サイレン放送 指定した屋外拡声子局から電子サイレン(J-アラートとの連動可)	
信頼性	台風・地震などにおける断線	防災行政無線: 本庁からは断線の心配なし。ただし、支所-本庁間は専用回線使用の為断線の可能性あり。(注1) 光ファイバ: 災害の規模によっては断線の可能性あり。	
	その他	-	
放送	定時放送	市内一斉	本庁からの市内一括放送。
		支所ごと	できる。
	臨時放送 (火災・お悔み等)	市内一斉	できる。
		支所ごと	できる。
放送時間	1日3回(朝・昼・夜)現在の放送体制のまま移行できる。		
参 考	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外の防災行政無線は、災害時における地域住民の避難勧告や国民保護法による有事放送においては信頼性の高い設備である。 ・光ファイバを全戸に引き込むため、超高速インターネット・ケーブルテレビ・IP電話による市内無料電話等の整備が進み、今後ブロードバンドによる色々な利活用が望める。 ・地域イントラネットも併せて整備できるため、市の経費削減にもつながる。 ・光ファイバ等の維持管理は、通信業者等とのIRU契約で行う。 ・導入費用が高額である。 		